

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 消防職員(上級職)募集

平成18年度(平成19年度採用)の組合職員の採用試験を次のとおり実施します。

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局、気仙沼市役所及び本吉郡2町役場総務課備え付けの用紙で申し込んでください。

◇募集内容

消防吏員(上級職) 2名程度

◇受験資格

昭和57年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた、大学卒業程度の学力を有する者または大学卒業見込みの者。

視力両眼とも裸眼視力0.7以上または矯正視力が1.0以上、聴力正常、職務遂行に支障がなく健康であるなどの条件が加わります。

*他にも制限がありますので、受験資格の詳細はお問い合わせください。

◇試験日時及び会場 (第1次試験)

7月23日(日) 午前9時から
気仙沼・本吉広域防災センター
※第2次試験は第1次試験合格者に対し、改めて通知します。

◇試験科目

第1次試験

教養試験・適性検査

体力測定(3種目)

第2次試験

作文試験・人物試験

身体検査

◇申込期間

6月1日(木)~30日(金)

◇問い合わせ・申込書提出先

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合事務局 庶務係
☎22-9111
気仙沼市赤岩五駄鱈43-2
(気仙沼・本吉広域防災センター)

選挙に関するご意見、ご質問は、
南三陸町選舉管理委員会事務局 (総務課内 ☎46-1370)
南三陸町歌津総合支所総務管理課 (☎36-3921)

期日前投票は、7月5日
(水)「告示日の翌日」から
7月8日(土)「投票日の前日」の4日間、午前8時30分~午後8時まで、役場防災対策庁舎1階に設置の期日前投票所で行なうことができます。

なお、今回の選挙でも、歌津保健センター内にも同様に(同時に)期日前投票所を設置しますので、ご利用ください。

期日前投票は、7月5日
(水)「告示日の翌日」から
7月8日(土)「投票日の前日」の4日間、午前8時30分~午後8時まで、役場防災対策庁舎1階に設置の期日前投票所で行なうことができます。

なお、今回の選挙でも、歌津保健センター内にも同様に(同時に)期日前投票所を設置しますので、ご利用ください。

◎今回の中では、
○小選挙区は設けず、南三陸町で一の選挙区となります。
○選挙による委員の定数は、南三陸町農業委員会の選挙による委員の定数条例(平成18年南三陸町条例第30号)により、12人となります。
○今回の中では投票できる方は、
○南三陸町農業委員会の区域内に住所を有する方
○昭和61年4月1日以前に生まれた方(満20歳以上の方)
○10アール以上の農地に耕作業務を営む方、またはその方の同居の親族・配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方で、平成18年1月に農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を記載・提出し、平成18年3月31日確定の選挙人名簿に登録されている方以上の中を満たしている方は投票できます。
○投票日當日に投票できない方は、
投票日当日に仕事や何らかの用務(レジャーでも可)で投票区の区域外にいる見込みの方は、期日前投票ができます。

告示日 7月4日(火)
投票日 7月9日(日)

現在の南三陸町農業委員会の選挙による委員の任期は、合併時における在任特例により平成18年7月19日までとなつており、この任期満了に伴う南三陸町農業委員会委員一般選挙は、7月4日(火)に告示、7月9日(日)に投票が行われます。

投票時間は、午前7時から午後6時までです。

投票区・投票所

投票区(所)	施設名	投票区の区域
第1投票区(所)	水郷生活センター	戸倉地区の各行政区
第2投票区(所)	志津川公民館	志津川地区の各行政区(西田を除く)、1区
第3投票区(所)	入谷公民館	入谷地区の各行政区(1区を除く)
第4投票区(所)	歌津公民館	西田、払川、上沢、樋の口、中在、石泉、葦の浜寄木、伊里前上、伊里前下、館浜、港
第5投票区(所)	名足保育園	泊浜、馬場、中山、名足、石浜、田の浦

消費生活相談員から

高額な火災警報器などを売りつける訪問販売などにご注意ください!



町議会をもっと身近なものに
議会会議録を備えつけました

これまで、議会の会議録は議会事務局でご覧いただけましたが、南三陸町図書館と歌津公民館にも備え付けました。議会の様子を、お気軽に手に取ってご覧ください。
*各施設開館時間のみとなります。

◇問い合わせ
議会事務局
直通電話46-1375
代表電話46-2600
(内線311~313)

立候補届出書類の予備審査



日本消防検定協会の鑑定マーク

※立候補に必要な届出用紙等関係書類を配布し、立候補にあたつての注意事項等を説明します。

◇日時 6月27日(火)
午前10時~午後3時
◇場所 役場大會議室
(本庁行政第2庁舎2階)

義務付けについて 火災警報器装置の

住宅用火災警報器に関する質問などは、フリーダイヤル0120-565-911「住宅用火災警報器相談室」にご相談ください。

員にご相談ください。
※消費生活相談の開設日は、24

ページをご覧ください。
住宅用火災警報器に関する質問などは、フリーダイヤル0120-565-911「住宅用火災警報器相談室」にご相談ください。

6割以上が、逃げ遅れによるものです。その半数以上が、65歳以上の高齢者となっています。

高齢化が進む中で、火災による犠牲から免れるよう、消防法が改正され住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日まで設置が義務付けられました。このことを利用して、法外な販売する、設置の義務の無い場所まで取り付け、代金を請求するなどの被害が心配されます。近隣の量販店電気店でも販売していますので、よく調べてから購入するようになります。また、国が定める規格に適合する、日本消防検定協会の鑑定マークが付いているものを購入しましょう。訪問販売での契約は、クリングオフ制度の対象となります。不審に思ったら、消費生活相談しましょう。

消防法の改正により、住